

検討テーマの分類について

今後の検討に際し、検討テーマを以下の視点で分類する。

(1) 重点検討項目

特に重要なテーマで、政務間調整を前提に 6 月までに一定の結論を得るべく WG で集中的に対処方針を審議する項目

- 分類の視点：
- ・重要性、緊急性の高い項目
 - ・論点整理、対処方針検討における意見調整を要する項目
 - ・審議時間の制約から 3 ~ 4 件程度

(2) 検討項目

政務間調整も念頭に 6 月までに一定の結論を得るべく事務局で委員の意見集約をしたうえで WG で対処方針を検討する項目

- 分類の視点：
- ・緊急性の高い項目
 - ・論点が相対的に明確な項目

(3) 調整項目

所管省庁が当該規制・制度改革を実施する方向の項目、あるいは運用の改善等実務的な項目であり、政務間調整を必要としないことも想定されうる項目

- 分類の視点：
- ・実現可能性の高い項目
 - ・運用改善等実務的な項目

(4) 中期的検討項目

審議時間の制約等から 7 月以降の検討課題あるいはその候補として位置づけておく項目

- 分類の視点：
- ・短期間では対処方針の審議が困難な項目
 - ・他の検討項目とは性格、カテゴリーが異なるもの

(5) 分科会・WG において対象としない項目